

調達件名：国税庁等のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
1	質問	O1_調達仕様書(案)	6	4	1	(1)	1	ネットワーク構築作業のかつこ内に「回線敷設」の記載がありますが、P3の図2の表記では回線引込の項目はすべてケーブルラックとして、調達範囲外と読みとれます。ここで記載のある回線敷設とは何をさしてしまっていますでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	各拠点のネットワークを構築するためのケーブル敷設を含みます。
2	質問	O1_調達仕様書(案)	12	6	2	(16)	1	工事ではなく現地調査等を行う場合は、拠点からの特段の要請がない限り、業務時間中に実施できると想定してよろしいでしょうか。	作業時間帯を明確にするため。	拠点担当者との調整になりますが、現時点の情報については閲覧資料をご確認ください。
3	質問	O1_調達仕様書(案)	12	6	2	(19)	1	国税庁等執務室と記載がありますが、執務室は国税庁等の職員の方がいる部屋と理解していますので、全拠点に存在するという認識でよろしいでしょうか。また、平日中帯での作業が可能な拠点を把握されていたら、ご教示いただけますでしょうか。	国税庁等執務室は、平日中帯での作業が難しいと読みとれ、時間外や夜間対応での作業の場合は、費用に影響するため、国税庁等執務室に該当する拠点が何拠点あるのかを事前に把握しだいため。	全拠点に執務室がございます。なお、拠点担当者との調整になりますが、現時点の情報については、閲覧資料をご確認ください。
4	質問	O1_調達仕様書(案)	12	6	2	(19)	1	「サーバ室等執務室の場合は業務日とすること」と記載がございますが、サーバ室等執務室外の立ち入り時間は、業務日の業務時間内でも業務時間外でもどちらでも可能でしょうか。	作業時間帯を明確にするため。	拠点担当者との調整になりますが、現時点の情報については閲覧資料をご確認ください。
5	質問	O1_調達仕様書(案)	17	6	4	(1)⑦	1	「⑦受注者は、当庁の求めに応じて、技術的なサポートを行うこと」と記載がありますが、サポートする対象は、デジタル庁ご担当者様という認識でよろしいでしょうか。	デジタル庁ご担当者様だけでなく、現地職員様に対しても実施する場合、現地駆けつけの体制や費用を検討する必要があるため。	ご認識のとおりです。
6	質問	O1_調達仕様書(案)	22	7	1	(4)③	1	「③プロジェクトメンバ」の要件は、再委託先の事業者のメンバ(社員)を含めてもよろしいでしょうか。	要件に求める資格等の適用範囲を明確にするため。	要件を満たす場合は問題ございません。
7	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	5	2	2		1	「当該サービスの利用開始等に関する下図①～⑤の申し込み手続きについても本調達中で行うものとする」と記載があり、受注者が①～⑤を実施すると読めます。しかし、調達仕様書(案)のP3の図2の表記からすると回線の調整、申込等は調達範囲外とも読み取れます。①～⑤は受注者の調達範囲という認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	ご認識のとおりです。
8	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	6	2	2	2-8	1	文中の「拠点用ネットワーク機器」「集約用ネットワーク機器」は、P4図1内の「拠点ネットワーク機器」「集約用ネットワーク機器」を示しているという理解でよろしいでしょうか。(別紙2の項目「拠点ネットワーク機器」も同様)	用語の解釈を明確にするため。	ご認識のとおりです。
9	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	6	2	2	2-9	1	「拠点用ネットワーク機器は、～中規模及び大規模においては、冗長構成として導入すること」と記載がありますので、小規模拠点は、機器を2台設置する冗長構成にしないと理解しております。しかし、別紙2を確認すると、小規模拠点でも、拠点用ネットワーク機器が2台計上されています。これは、1台は現地で保管する予備機という認識でよろしいでしょうか。	構成を把握するため。	調達物品及び数量については想定数量になりますので、最適な構成をご提案ください。なお冗長構成を期待する拠点においては小規模拠点であってもNW機器2台計上しております。
10	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	8	2	2	2-21	1	「～中規模拠点：100BASE-TX/1000BASE-Tを2つ以上」と記載がございますが、100人以上の中規模拠点で、拠点用ネットワーク機器が基幹部を統合する場合、P10の4に「基幹部と末端部（フロアスイッチ）間を10Gbps以上の伝送帯域を有するメディアを2つ利用して接続すること」を記載があるため、その場合は、拠点用ネットワーク機器のLAN側インターフェースは10Gbpsに対応させる必要があるとの認識でよろしいでしょうか。	構成を把握するため。	ご認識のとおりです。
11	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	9	2	3		1	「規模は、各拠点の人員規模に応じて、大規模・中規模・小規模に分類されている」と記載がございますが、別紙2拠点一覧にも明確な記載がございません。ご教示いただけますでしょうか。	拠点の規模感を把握するため。	本公告資料をご確認ください。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
12	質問	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	9	2	3	1	1	概要について、「GSSにおいては、業務用端末をはじめ、Wi-Fi接続可能な機器はWi-Fiによる接続を優先し、有線での配線は、複合機等への配線など、特に必要な場合のみ実施する。」とあるが、有線での配線が必要な対象機器の台数を提示いただけますでしょうか。	拠点の状況が見積積載に影響するため。	本公告の閲覧資料をご確認ください。
13	質問	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	9	2	3	1	1	「汎用キーではないキーにて施設可能なロック等」との記載があり、これは既設のラックのキーのことをさしていると理解しています。新設するラックのキーについても、一般的な汎用キー（N200番）以外を用いるという理解でよろしいでしょうか。	仕様を明確化させるため。	ご認識のとおりです。
14	質問	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	9	2	3	1	1	「～の場合は、新たにロックを設置する必要がある。」と記載がございしますが、調達するラックは、賃貸借対象の物品になるのでしょうか。それとも、部材(LANケーブル等)と同じ購入扱いになるのでしょうか。	調達方法に影響を与えるため。	ラックは購入となります。
15	質問	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	9	2	3	1	1	「各拠点の特性に応じて、庁舎管理者と協議の上～」と記載がございしますが、実際の流れとしては、まずは現地の職員の方と協議して、その結果アンカー等の固定が望ましいと判断した場合は、実施の可否について庁舎管理者と協議することとなると考えておりますが、その認識でよろしいでしょうか。	記載内容の意図を明確にするため。	当該庁舎における施工の要否も含めた庁舎管理者との協議をお願いします。
16	質問	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	9	2	3	1	1	「アンカーを用いて固定する等、耐震措置を図ること。」と記載がございしますが、この「固定する等」には、転倒防止（固定なし）も含まれるとの認識で合っていますでしょうか。（フロアレイアウトの変更等に対応するため、固定しないほうがよい場所もあると想定されるため）	記載内容の意図を明確にするため。	ラック設置場所の特性及び種類に応じて、適切な耐震措置をご提案ください。
17	質問	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	9	2	3	1	1	「別紙2には、想定される配線難易度について記載しているため」と記載がありますが、別紙2に記載がございません。各拠点の配線難易度の状況をご教示いただけますでしょうか。	配線難易度の状況は、費用等に影響を与えるため。	本公告資料をご確認ください。
18	質問	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	15	2	4	-	1	省庁個別の要件等について、「GSS-NWと接続する個別システムは以下のとおり予定しているところ、具体的な接続方法については、閲覧資料を確認し、当庁と相談のうえ決定すること。」とありますが、1、2、3それぞれのネットワークインターフェース要件は、どのようなものを想定されてますでしょうか。	仕様を明確化させるため。	本公告の閲覧資料をご確認ください。
19	質問	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	15	2	4	-	1	「1 国税庁等の基幹システム（国税庁データセンターへ構築し、GSSDCと接続する）」「上記1について、国税庁データセンターとGSSDCは別添資料の回線を使用し、冗長構成で接続すること。」とありますが、この別途契約回線はお客用回線という認識で宜しいでしょうか。	調達範囲に影響を与えるため。	ご認識のとおりです。
20	質問	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	17	3	3	1	1	「セキュリティインシデント（情報漏洩、ウイルス感染、貸与物の紛失等）が発生した際」と記載がございしますが、セキュリティインシデントの検知は例の内容からして、システムでの検知ではなく、基本的にはお客様からの申告と理解しておりますが、その認識で合っていますでしょうか。（インシデント例の内容をシステムで検知するように、本調達のシステムで構築することは現実的に難しいと考えられるため）	調達範囲に影響を与えるため。	全てシステムで検知することを求めることはありませんが、「受注者のNW機器への不正アクセス・不正ログイン」、「受注者の保守端末によるウイルス感染、情報漏洩」、「貸与物の紛失」は受注者にて検知されるべきものと想定しております。
21	質問	O3_別添資料1_別紙2_拠点一覧	9	注1	-	-	1	「想定回線種別（注1）」に関して、注1に「光ケーブルを敷設する場合は予備芯についても準備すること。」と記載がございしますが、光の回線敷設作業自体は、別の調達案件と理解しております。この注1は、本調達とは関係ないとの認識でよろしいでしょうか。	調達範囲に影響を与えるため。	構内配線が必要な場合には、本調達の範囲に含まれます。「別紙2_拠点一覧」の注釈場所については修正します。
22	質問	O3_別添資料1_別紙2_拠点一覧	-	-	-	-	1	設置対象フロア数が「未定」となっている拠点がございしますが、閲覧資料では、この拠点のフロア数が確認できるとの理解でよろしいでしょうか。	フロア数が見積積算に影響するため	本公告の閲覧時点で情報提供可能な拠点については、ご確認いただける想定です。
23	質問	O3_別添資料1_別紙2_拠点一覧	-	-	-	-	1	設置対象フロア数が「0」となっている拠点（例：568種子島税務署）がございしますが、この拠点はどのような状況になっているのかご教示いただけますでしょうか。	拠点の状況が見積積載に影響するため。	「別紙2_拠点一覧」の当該拠点について、フロア「1」に修正いたします。
24	質問	O3_別添資料1_別紙2_拠点一覧	-	-	-	-	1	要件定義書のP2の1.1 対象となる拠点の項目において、「本調達は、国税庁、各国税局（沖縄国税事務所を含む。）、税務署、税務大学校及び国税不服審判所（支部、支所を含む。）（以下「国税庁等」という。）の拠点に対する～」との記載があり、対象拠点は大きく4つのグループに分けられると読み取れます。別紙2拠点一覧に記載のある●●局△センターのような名称の拠点は、「各国税局」のグループに属すると理解しておりますが、認識合っていますでしょうか。	仕様を把握するため。	ご認識のとおりです。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答	
25	質問	03_別添資料1_別紙2_拠点一覧	-	-	-	-	1	要件定義書のP2の1.1.対象となる拠点の項目において、「本調達は、国税庁、各国税局（沖縄国税事務所を含む。）、税務署、税務大学校及び国税不服審判所（支部、支所を含む。）（以下「国税庁等」という。）の拠点に対する～」との記載があり、対象拠点は大きく4つのグループに分けられると読み取れます。別紙2拠点一覧の以下の拠点は、その拠点名からでは、どのグループに属するのかわかりにくいので、どこのグループに属しているのかご教示いただけますでしょうか。 4.ヘルプデスク、5.軽減税率コールセンター、6.法人番号管理室（瀬島分室）、168.千葉資料センター、581.データセンター	仕様を把握するため。	「別紙2_拠点一覧」について、所属グループが明確となるよう修正いたします。	
26	質問	03_別添資料1_別紙2_拠点一覧	-	-	-	-	1	拠点一覧の「581.データセンター」についてですが、住所が非公開となっておりますが、閲覧資料では公開されますでしょうか。もし、その時点で非公開の場合、せめてエリアが東日本なのか西日本なのかご教示いただけますでしょうか。	エリアの違いが見積りに影響するため。	本公告の閲覧資料をご確認ください。	
27	質問	03_別添資料1_別紙2_拠点一覧	-	-	-	-	1	拠点一覧の「非公開」拠点について、資料閲覧の際に、平面図・プロット図など参考資料を閲覧することは可能でしょうか。	拠点の状況が見積りに影響するため。	施工前拠点を除き、閲覧資料で確認いただけます。	
28	質問	03_別添資料1_別紙2_拠点一覧	-	-	-	-	1	拠点一覧の「移転予定あり」拠点について、資料閲覧の際に、移転の時期や移転先の平面図・プロット図など参考資料を閲覧することは可能でしょうか。	拠点の状況が見積りに影響するため。	本公告の閲覧時点で情報提供可能な拠点については、ご確認いただける想定です。	
29	質問	03_別添資料1_別紙2_拠点一覧	-	-	-	-	1	一部の拠点では、拠点用ネットワーク2台に対し、回線が3つ（クロス×2+LTE）記載されております。この拠点はどのような構成を想定されているのかご教示いただけますでしょうか。	構成を把握するため。	2回線を2台の機器で接続し、1台の機器にLTEを接続する構成と想定しています。	
30	質問	04_別添資料2. SLA項目一覧	4	2	3	表1-4	1	セキュリティ障害の復旧時間が24時間と記載がございますが、ここでいう復旧は、別紙1 要件定義書P18に記載のある駆動対策が完了した時点という認識でよろしいでしょうか。別紙1 要件定義書P18に記載のある恒久対策は教育等でルールを徹底するなど、お客様の協力と理解も必要になるため、恒久対策を24時間で完了することは現実的ではないため。	仕様を明確化させるため。	SLAの復旧時間の測定条件は、別添資料2.SLA項目一覧の測定条件の記載のとおりです。	
31	質問	02_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	9	2	3	1	1	「汎用キーではないキーにて 施錠可能なラック等に基幹部・末端部のネットワーク機器を配置しなくてはならない。」と記載がございますが、「2.4. 省庁個別の要件等」で提供する24ポートスイッチは、本調達のラックではなく個別システムの機器を据え付けているラックに設置するという認識で宜しいでしょうか。	ラックの選定に影響するため。	本調達のラックに設置する想定です。	
32	質問	国税庁等のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等 調達仕様書別添資料1 要件定義書	6	2	2	2	技術要件7	1	ハウジングに関する提案、ハウジングスペースのコストや電気代が受注者負担になるのはOSA2のみであり、TYO2は調達範囲外との認識でよろしいでしょうか。	見積に影響があるため。	ご認識のとおりです。
33	質問	国税庁等のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等 調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	2	2	2	技術要件18	1	インターネット接続や閉域サービスの接続については、全国網サービスと同時に接続する可能性はございますでしょうか。	見積に影響があるため。	モバイルサービスの代替サービスとしてインターネット接続や閉域サービスを使用する場合は、全国網サービスと同時に接続する可能性はございます。
34	質問	国税庁等のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等 調達仕様書別添資料1 要件定義書	8	2	2	2	技術要件23	1	項目B)に「アンダーレイ側（L3）でのMTU値（1000 オクテット以上とする）にかかわらずオーバーレイ側（L2）は、任意のMTUを通過させることを可能とすること。」とありますが、一般的にアンダーレイ側でのMTU値を超えるようなMTUをオーバーレイ側で通過させることは不可と考えており、「任意のMTUを通過」は難しいと考えております。この記載のアンダーレイとオーバーレイの記載は逆でしょうか。	見積に影響があるため。	ご質問を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
35	質問	国税庁等のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等 調達仕様書別添資料1 要件定義書	8	2	3	-	1	「小規模拠点については、600W（100V/6A）の電源があることを想定し、その範囲内で稼働できる提案を行うこと。」とありますが、小規模拠点の各設置場所にそれぞれ600Wの電源があるという理解でよろしいでしょうか。	見積に影響があるため。	ご認識のとおりです。	

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
36	質問	国税庁等のがバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等調達仕様書別添資料1 要件定義書	10	2	3	2 技術要件 4	1	「基幹部と末端部（フロアスイッチ）間を利用者数が100以上の拠点では10Gbps以上の伝送帯域を有するメディアを2つ利用し、100未満の場合は、1Gbpsの伝送帯域を有するメディアを2つ利用して接続すること。」とあります。「メディアを2つ利用する」とは、光ケーブルとメタルケーブル等の異なる2種類のケーブルを使用するということでしょうか。ケーブル種別は問わず、2本のケーブルで接続するという意味でしょうか。	見積に影響するため。	メディア（ケーブル）種別は要件としておりません。
37	質問	国税庁等のがバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等調達仕様書別添資料1 要件定義書	10	2	3	2 技術要件 5、6	1	ローミングについて記載されていますが、国税庁については「既設NW機器へのローミング有」の拠点はなく、本要件は対象外と考えてよろしいでしょうか。	見積に影響があるため。	要件を整理し、要件定義書の記載を修正しましたので本公告資料をご確認ください。
38	質問	国税庁等のがバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等調達仕様書別添資料1 要件定義書	10	2	3	2 技術要件 6	1	「VID」という言葉が記載されていますが、VIDとはVLAN IDのことでしょうか。	要件の明確化のため。	ご認識のとおりです。
39	質問	別添資料1_別紙2_拠点一覧	全体	-	-	-	1	「想定回線種別」欄に記載で「クロス+LTE」や「専用線+クロス」等といった「A+B」のような表記がされていますが、これは拠点用ネットワーク機器の1台ずつにAとBの回線が接続されるという理解でよろしいでしょうか。	要件の明確化のため。	ご提案いただいた内容によります。
40	質問	別添資料1_別紙2_拠点一覧	全体	-	-	-	1	「想定回線種別」欄に記載で「クロス×2+LTE」のように本数が記載されている箇所がありますが、これは拠点用ネットワーク機器1台ずつにクロス回線が2本ずつ接続されるという意味でしょうか。	要件の明確化のため。	2回線を2台の機器で接続し、1台の機器にLTEを接続する構成と想定しています。
41	質問	別添資料1_別紙2_拠点一覧	全体	-	-	-	1	「拠点ネットワーク機器数」の欄で「4」となっている拠点があります。これは、4台1組による冗長構成を想定してよろしいでしょうか。それとも、2台冗長構成が2組あるという想定でしょうか。後者の場合、2組はどのような意図で分けられているのでしょうか。	要件の明確化のため。	ご質問を踏まえて、要件を明確にするため「別紙2_拠点一覧」の記載を修正いたします。
42	質問	別添資料1_別紙2_拠点一覧	全体	-	-	-	1	「想定フロアスイッチ数」と「設置対象フロア数」の数が合致していない拠点があります。 ※想定フロアスイッチ数よりも設置対象フロア数の方が多いまたは少ない等 フロアスイッチは、大規模・中規模拠点の場合は各フロア2台、小規模拠点の場合は各フロア1台ずつと考えているのですが、方針として合っていますでしょうか。	要件の明確化のため。	数量等については想定数量になりますので、規模等に応じて、最適な構成をご提案ください。
43	質問	別添資料1_別紙2_拠点一覧	全体	-	-	-	1	小規模拠点について、「拠点ネットワーク機器数」が「2」になっています。小規模拠点についても、大規模・中規模と同様に拠点ネットワーク機器は冗長化するというのでしょうか。	要件の明確化のため。	調達物品及び数量については想定数量になりますので、最適な構成をご提案ください。なお冗長構成を期待する拠点においては小規模拠点であってもNW機器2台計上しております。
44	質問	別添資料1_別紙2_拠点一覧	全体	-	-	-	1	「個別システム用周辺機器接続数①」と「個別システム用周辺機器接続数②」の欄がありますが、両者の違いを教えてくださいませんか。	要件の明確化のため。	本公告の閲覧資料をご確認ください。
45	質問	別添資料1_別紙2_拠点一覧	全体	-	-	-	1	具体的にどの拠点が東日本拠点、西日本拠点に属するのかわかるように教えてくださいませんか。	見積に影響があるため。	本仕様書については、「東日本拠点」、「西日本拠点」という定義はしておりません。
46	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	2	1	1.2	-	1	「1.2. 調達物品及び数量」に認証基盤の記載がございませんが、本調達において、認証基盤の調達、構築は含まない認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にするため	ID基盤であるAzureADの構築は本調達の範囲外です。
47	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	6	2	2.2.2	9	1	「大規模拠点：フレームサイズ512バイトにおいて、1つ以上のインターフェースをもって、5Gbps以上の処理能力」とございますが、本項目は暗号処理能力に関する要件であるため、「1つ以上のインターフェースをもって」の意図するところが図りかねます。大規模拠点用ネットワーク機器のWAN側インターフェース1つに対して5Gbps以上の処理能力を有することにより理解すればよろしいでしょうか？	要件を明確にするため	1つで要件を満たさない場合は、2つ以上で全体として必要な処理能力を有することという意図です。なお、全体として必要な処理能力は「4Gbps」であるため要件定義書の記載を修正いたします。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
48	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	10	2	2.3.2	5	1	「別紙2において、「既設NW 機器へのローミング有」となっている地点については、」とあるが、別紙2には、「既設NW 機器へのローミング有」に○がある地点は確認できませんでした。こちらは現時点で○がないだけで、今後○となる地点ができるという認識でよろしいでしょうか？	要件を明確にするため	ご認識のとおりです。要件を整理し、要件定義書の記載を修正しましたので本公告資料をご確認ください。
49	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	15	2	2.4		1	「2.4. 省庁個別の要件等」に記載されている、個別システムと接続するために利用される24 ポートスイッチ (SW) については、「1.2. 調達物品及び数量」に記載されているネットワーク機器の数量に含まれていない認識でよろしいでしょうか？また、こちらの機器についても、省内ネットワークシステムの一部だと捉えて、「2.5. 統合管理監視システム」の監視対象にすべきだと考えますが、その認識でよろしいでしょうか？	要件を明確にするため	ご認識のとおりです。 なお、監視対象についてもご認識のとおりです。
50	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	2	2.2.2	12	1	「片系拠点用ネットワーク機器に障害が発生した場合においても、提供される全国網アクセスサービスを利用できるようにする仕組みを用意」とあるが、障害が発生した拠点用ネットワーク機器からの切り替えは、自動的に実施されるようにする必要がありますでしょうか？その場合、全国網アクセスサービスの1つの回線を冗長化された両方の機器に分散するために、スイッチ等を追加してもよいでしょうか？	要件を明確にするため	要件に応じた最適なご提案をお願いします。
51	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	8	2	2.2.2	23	1	L2 エクステンションの要件についてですが、2台の拠点用ネットワーク機器のうち、一方の機器や収容回線等に問題があった場合には、L2 エクステンションを用いた通信が自動で他方の機器へ切り替わり、通信を継続させる必要があると理解してますが、正しいでしょうか？認識が正しい場合には仕様化された方が良いかと存じます。	要件を明確にするため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
52	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	8	2	2.2.2	23	1	L2 エクステンションの要件についてですが、広範囲に同セグメントのNWが広がるため、拠点用、集約用ネットワーク機器を選定するにあたり、当該機器がどの程度のMACアドレス数を学習する必要があるか知る必要がございますが、提案前に知る術があるという理解でよろしいでしょうか？その場合、どの文章が適切かと教えてください。	要件を明確にするため	学習するMacアドレスの総定数を示す資料はありません。 L2エクステンションの構成についてはネットワーク設計による ところ、参考情報としては、GSS端末の利用想定数は全体で最大75,000台程度です。 上記状況を踏まえ、ご提案を頂ければ幸いです。
53	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	8	2	2.2.2	19	1	3.1監視体制に記載されている通り、今回導入されるすべての機器は24時間遠隔監視の対象になるという認識です。「SNMPによるトラフィック監視に対応すること、Syslogでのログ出力が可能であること、NTPやSNTPによる時刻同期が可能であること」という要件につきまして、拠点ネットワーク機器が冗長構成となる大規模拠点・中規模拠点については、アクティブ機、スタンバイ機双方を監視対象にする必要があるという認識でよろしいでしょうか？	要件を明確にするため	冗長構成となる拠点ネットワーク機器は双方監視対象です。
54	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	11	2	2.3.2	8	1	「構成上、制御通信や独自プロトコルなどでタグ VLAN を使用する場合、そのタグ VLAN の番号は、2~4000 以外を使用すること。」とありますが、タグ VLAN #IEEE802.1Qとしてこの番号が使われなければ問題ないととらえてよろしいでしょうか？	要件を明確にするため	ご認識のとおりです。
55	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	11	2	2.3.2	12	1	「消費電力は、要件を満たす条件下で、PoE(15.4W)での稼働を推奨する」と記載がありますが、これは、5GHz帯(Wi-Fi6E 6GHz帯)と2.4GHz帯を同時利用したときの消費電力でしょうか。	要件を明確にするため	本調達で求める要件を満たす条件下において、PoE(15.4W)での稼働を推奨するという趣旨です。
56	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	14	2	2.3.2	19	1	3.1監視体制に記載されている通り、今回導入されるすべての機器は24時間遠隔監視の対象になるという認識です。「SNMPによるトラフィック監視に対応すること、Syslogでのログ出力が可能であること、NTPやSNTPによる時刻同期が可能であること」という要件につきまして、冗長化される基幹部については、アクティブ機、スタンバイ機双方を監視対象にする必要があるという認識でよろしいでしょうか？	要件を明確にするため	冗長構成となる基幹部は双方監視対象です。
57	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	15	2	2.5.2	①、②	1	集約用ネットワーク機器、拠点ネットワーク機器で提案されるWANルータと基幹部、末端部、Wi-Fi部として提案されるL3/L2スイッチや無線APとは、管理装置がそれぞれ個別に用意されることが一時的です。統合管理監視システムとして要求される要件についても、2.4.2①と2.4.2②とはそれぞれ個別のシステムを提案することで差し支えないでしょうか？	要件を明確にするため	システム構成に応じた適切なご提案をお願いします。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
58	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	15	2	2.5.2.	⑦	1	「GSSDC 内での冗長構成やGSSDC 間での冗長構成が取れること。」とあるが、GSSDC間での冗長構成をとれば、双方のGSSDCに装置が設置されるため、装置としての冗長性も確保することができます。そのため、GSSDC間で冗長構成を取り、装置としての冗長性も確保される場合は、GSSDC内での冗長構成は必須ではないと捉えてよろしいでしょうか？	要件を明確にするため	システム構成に応じた適切なご提案をお願いします。
59	質問	O4_別添資料2. SLA項目一覧		1	1.3		2	【SLA項目一覧上の記載】 本書の適用期間は、契約日から契約満了日（令和10年9月30日）までとする。 【質問】 保守業務の適用期間について、O1_調達仕様書の想定作業スケジュールではネットワーク切替は2回に分かれており、保守開始時期を特定することができませんでした。保守開始時期は移行完了となる令和7年度年2月の認識でよろしいでしょうか。	SLA適用における適切な保守体制の構築を行うため。	運用状態に入った、業務利用開始時点から保守開始となります。
60	質問	O1_調達仕様書（案）	6	4	4.1		1	【仕様書上の記載】 「接続先となる国税庁等の各拠点との調整（接続先や接続方式等の技術的な要件）は当庁にて実施するが、ネットワーク構築に係る工事日程等の調整については当庁のサポートの下、受注者が接続先及び回線サービス事業者との調整を実施すること。調整状況については、閲覧資料を確認すること。」 【質問】 ネットワーク構築に係る工事日程等の調整については「関連事業者間の施工範囲整理、契約に必要な情報の収集、配線、配管等の回線敷設に必要な図面作成、現場調査や立ち合い、接続先や回線事業者への工事内容の説明」等、回線敷設にあたって必要となる調整事項も含まれている認識でよろしいでしょうか。	詳細の業務項目記載がなく、受託事業者へ依頼する作業範囲が明確ではないため。	ご認識のとおりです。
61	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	5	2	2.2.	2.2.1	2	【要件定義書上の記載】 「なお、全国サービスの利用にあたっては、フレッツ光への申し込み作業などの、当該サービスの利用開始等に関する下図①～⑥の申し込み手続きについても本調達中で行うものとする。」 【質問】 本調達範囲に「施工範囲整理、契約に必要な情報の収集、図面作成、現場調査立ち合い、接続先への工事内容の説明」は含まれている認識でよろしいでしょうか。	詳細の業務項目記載がなく、受託事業者へ依頼する作業範囲が明確ではないため。	ご認識のとおりです。
62	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	3	1	1.3	(2)	2	【要件定義書上の記載】 「導入日から借入期間終了までの間、本システムを稼働させるために必要な費用を含めるものとし、借入終了時に必要となる撤去費用は含まない。」 上記のように記載がございしますが、撤去作業を業務範囲には含まないという認識でよろしいでしょうか。	見積範囲に影響があるため	借入終了時に必要となる機器撤去は業務範囲に含まれません。
63	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	5	2	2.2.	1	2	【要件定義書上の記載】 「別紙2に記載している情報は2023年10月現在の情報であり、今後、拠点の統廃合や接続方法が変更される可能性があることに留意し、契約期間中の変更には本契約内で対応できるように備えること。」 【質問】 拠点の統廃合や接続方法の変更は、各拠点の庁内のネットワーク構築作業の期間中が対象であって、構築完了後の保守期間は対象外であるという認識でよろしいでしょうか。	見積範囲に影響があるため	要件定義書に記載のとおり、契約期間中の変更には本契約内で対応できるように備えることとしております。契約期間において、大規模な拠点の統廃合や接続変更が発生する場合は、デジタル庁と対応について協議することとなります。
64	質問	要件定義書	3	1	3	(1)	2	【要件定義書上の記載】 「契約形態は借入とし、借入期間（撤去期間は含まない）は、ネットワーク機器導入から令和10年9月30日までとする。」 【質問】 現時点で想定される将来の使用スケジュール（延長使用/入替等）はございますでしょうか？	想定される将来の使用スケジュール（延長使用/入替等）を理解することで、幅広い提案が可能になると考えたため。	借入期間は、仕様書に記載のとおりです。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
65	質問	要件定義書	11	2	3.2	12	2	<p>【要件定義書上の記載】 「消費電力は、要件を満たす条件下で、PoE(15.4W)での稼働を推奨する」</p> <p>【質問】 この推奨要件に対する採点はどのような考え方で行われる予定でしょうか。PoE+利用製品においても、その規格最大まで電力消費するわけではなく、数Wの違いで大きな採点となることを懸念しております。</p>	要求要件を明確にするため	本公告にて総合評価基準書をご確認願います。
66	意見	別紙1.要件定義書	8	2	2	2	1	<p>「23 既存個別システムなどの円滑な移行のために、拠点用ネットワーク機器と集約用ネットワーク機器がL2 エクステンションに対応していることを推奨する。L2 エクステンションとは以下の機能要件をみたまなければなりません。」という要件について、本要件の加点の割合を少なくしていただけないでしょうか。</p>	対応できるメーカーが限られているため、加点の割合が極端に多いと、製品の限定につながる可能性があるため。	本公告にて総合評価基準書をご確認ください。なお、本調達においては、当該ネットワーク構築の重要性を鑑み、また、既存個別システムなどの円滑な移行のために、拠点用ネットワーク機器と集約用ネットワーク機器がL2 エクステンションに対応していることを必須要件としております。ただし、対応に当たっての詳細要件のうち、一部は推奨要件（加点対象）となります。
67	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	2	2.2.2.	19	2	<p>冗長化されている機器については、Syslog監視やNTP同期は主副系双方の機器に必要な認識です。そのことを明記するために、「Syslog監視やNTP同期等については、冗長構成の機器双方を監視と同期の対象とすること」を追記されてはいかがでしょうか。</p>	GSSの品質を保つために必要な機能であるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
68	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	2	2.2.2.	11	2	<p>「障害などで全国網アクセスサービスが一時的に利用できない場合、WWAN インターフェースからモバイルアクセスサービスを經由して集約用ネットワーク機器との間でアンダーレイネットワークを構成できること。」とあります。モバイルアクセスサービスの通信データ容量が有限であり、有事の際に利用できない等避けるため、全国網アクセスサービスが利用できる際には、モバイルアクセスサービス不要な通信が発生することは避ける必要があります。そのため、下記の文言を追記されてはいかがでしょうか。 「全国網アクセスサービスが利用できる場合において、モバイルアクセスサービスに通信が発生しないこと」</p>	GSSの品質を保つために必要な機能であるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
69	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	9	2	2.3.1		2	<p>「小規模拠点においては、基幹部と2.2.2 に述べる拠点用ネットワーク機器との接続を行う。小規模拠点の規模に応じて、「拠点用ネットワーク機器」に基幹部の機能を持たせても良い。また、中規模拠点以上においても、「拠点用ネットワーク機器」が「基幹部（コアスイッチ）」や「末端部（フロアスイッチ）」などの要件を満たすのであれば、統合してもよい。」とあるように、基幹部の機能5.6については、コアスイッチが設置されない拠点についても必要となる認識です。そのことを明記するために、2.3.2に下記の文言を追加されてはいかがでしょうか。 「基幹部が設置されない小規模拠点や中規模拠点については、拠点ネットワーク機器、もしくは末端部で基幹部の機能 2.3.2-7並びに2.3.2-8を実現すること」</p>	GSSの品質を保つために必要な機能であるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
70	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	14	2	2.3.2.	19	2	<p>冗長化されている機器については、Syslog監視やNTP同期は主副系双方の機器に必要な認識です。そのことを明記するために、「Syslog監視やNTP同期等については、冗長構成の機器双方を監視と同期の対象とすること」を追記されてはいかがでしょうか。</p>	GSSの品質を保つために必要な機能であるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
71	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	6	2	2.2.2	9	2	<p>「また、拠点と集約用ネットワーク機器間において、各拠点側のネットワーク機器は、以下の要件を満たす暗号化通信処理能力を満たさなければなりません。」とありますが、集約用ネットワーク機器については、処理能力の記載がございません。集約用ネットワーク装置については、当該機器に收容される拠点側ネットワーク機器に対して十分な処理能力を有している必要があるかと存じますので、下記の文言を追記されてはいかがでしょうか。 「集約用ネットワーク機器の処理能力については、当該機器に收容される拠点ネットワーク機器の処理能力の総和以上となるようにすること」</p>	GSSの品質を保つために必要な機能であるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
72	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	11	2	2.3.2	12	1	<p>「消費電力は、要件を満たす条件下で、PoE(15.4W)での稼働を推奨する」との記載がございましたが、本仕様の要件を満たした上でPoE(15.4W)で動作可能な機器は非常に限定的です。提案可能な機器の選択の幅を広げるためにも、本仕様を緩和いただけないでしょうか。</p>	要件を明確にするため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。

項	区分	文 書 名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	質 問 等	理 由	回 答
73	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	11	2	2.3.2	12	1	「消費電力は、要件を満たす条件下で、PoE(15.4W)での稼働を推奨する」との記載がございますが、PoEかPoE+という論点だけでなく、PoE+においても夜間で提供アンテナ数を減らすなど、消費電力削減に寄与する方法はございます。よって、下記に変更するのはいかがでしょうか。 「消費電力は、要件を満たす条件下で、PoE(15.4W)での稼働、あるいはPoE+と無線サービスを止めずに消費電力削減可能な機能を組み合わせた稼働を推奨する。」	要件を明確にするため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
74	意見	O2_別添資料1 及び別紙1. 要件定義書	11	2	3.2	12	1	「消費電力は、要件を満たす条件下で、PoE(15.4W)での稼働を推奨する」との記載がございますが、本仕様の要件を満たした上でPoE(15.4W)で動作可能な機器はかなり限定的です。提案可能な機器の選択の幅を広げるためにも、本仕様を緩和いただけないでしょうか。	要件を明確にするため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。